

正誤票

令和7年12月16日に公布した条例について、下記のとおり誤りがありましたので訂正いたします。

通し番号	条例番号	条例名	該当箇所	正	誤
1	48	太田市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例	附則第5条	(太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第5条 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。 <u>第2条中「別表第1」を「別表」に改める。</u> <u>第5条第2項を削り、…(略)…とする。</u> <u>別表第2を削り、別表第1を別表とする。</u>	(太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 第5条 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。 (新設) 第5条第2項を削り、…(略)…とする。 <u>別表第2を削る。</u>
2	48	太田市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例	附則第7条	(太田市消防団条例の一部改正) 第7条 太田市消防団条例(平成17年太田市条例第246号)の一部を次のように改正する。 <u>第15条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。</u> <u>第17条第1項中…(略)…に改める。</u> <u>別表第2を削り、別表第1を別表とする。</u>	(太田市消防団条例の一部改正) 第7条 太田市消防団条例(平成17年太田市条例第246号)の一部を次のように改正する。 (新設) 第17条第1項中…(略)…に改める。 <u>別表第2を削る。</u>
3	56	太田市立幼稚園設置条例を廃止する条例	附則第3項	(太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 3 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。 <u>別表幼稚園内科医の項及び幼稚園歯科医の項を削る。</u>	(太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 3 太田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年太田市条例第62号)の一部を次のように改正する。 <u>別表第1幼稚園内科医の項及び幼稚園歯科医の項を削る。</u>